

まちなか再生を考える (2)

市では、中心市街地の再生と活性化を図るため、本年度からハード事業として「中心市街地中核施設整備支援事業」、ソフト事業として「まちなか活性化プラン事業」に取り組んでいます。2回目となる今回は、ソフト事業「まちなか活性化プラン事業」について紹介します。

◎問い合わせ 商工政策課 ☎23-2983

まちなか活性化プラン

「都城市まちなか活性化プラン」は、中心市街地で行ってきたこれまでの施設整備事業を生かしながら、一層の活性化を促すソフト事業を展開していくため、市民委員による検討などを行い、平成23年2月に市が策定した計画です。

市では、この計画に基づき、平成23年度からさまざまな団体などの連携・協働につながる事業や、地域独自の伝統・文化などの資源を生かした事業など、15のまちなか活性化プラン事業に取り組みながら、まちなかの来街者や居住者の増加と交流によるにぎわい創出を図ってきました。

これまでの取り組み

平成25年度までに実施した事業としては、複数の商店街が連携し



まちなかレンタサイクル事業

た「まちなかフェスタ」などのイベント開催支援事業があります。その他、JR都城駅など5カ所にレンタサイクルステーションを設置し、買い物やビジネス、観光などで中心市街地を訪れる人の利便性の向上と回遊を促す「まちなかレンタサイクル事業」や、中心市街地への出店促進を目的とした「まちなか起業支援事業」なども取り組みました。

ハード事業とソフト事業の連動

平成23年度にスタートしたまちなか活性化プラン事業。しかし、開始直前に都城大丸が閉店するなど、その環境は計画策定時とは大きく変化しました。また、本年度から都城大丸跡地の再生に向けた取り組みも始まっています。今後は、都城大丸跡地に新たに整備される民間・公共施設の効果を高めるためにも、ハード事業と連動したソフト事業の役割はさらに大きくなります。

そこで、市では、都城商工会議所が実施した市民ニーズ調査などを基に、昨年度、まちなか活性化プラン事業の再検討を実施。最終的に、継続事業を含む20事業に再編し、本年度から平成28年度までに事業を実施していきます。

本年度の取り組み

本年度は関係機関と連携しながら、次のような事業に取り組んでいます。

まちなかイルミネーション事業

街の景色を明るく変えるため、これまでのゆずり葉大通りに加えて、中央通りや12番街（ほおずきイルミネーション）、交流プラザ北側のワンパークにもイルミネーションを設置しました。

高校生レストラン事業

中心市街地のにぎわい創出と次世代育成を目的に、都城ほんち市（毎月第2日曜日開催）に合わせ、都城東高校の生徒が、中心市街地の店舗で月替わりのメニューを提供するレストラン事業を実施しています。



高校生レストラン事業

アーケード等街路灯LED化事業

来街者の安心・安全な環境づくりの一環として、主に中心市街地の8つの商店街が取り組む、アーケードなどの街路灯LED化を支援しています。

タウンマネージャー配置調査事業

都城大丸跡地や周辺商店街を対象に行うソフト事業や、街の雰囲気を変える仕掛けを行う専門職として、「タウンマネージャー」の配置を調査・検討します。

※次回（3月号掲載予定）は、都城大丸跡地で整備される民間・公共施設（中心市街地中核施設）の概要と、今後の整備スケジュールなどを紹介します

目指せ！世界ジオパーク

「ジオパーク」とは、世界的に美しく貴重な地形や地質に触れ、学びを深めることができる自然公園のことです。今回は、霧島山麓周辺の5市1町（都城市・高原町・小林市・えびの市・霧島市・曾於市）で進めている世界ジオパークの認定に向けた取り組みを紹介いたします。

◎問い合わせ みゃこんじょPR課 ☎23-2615



世界ジオパークと日本ジオパーク

世界ジオパークは、ユネスコの支援で設立された「世界ジオパークネットワーク」の審査を受け認定されます。平成26年9月現在、世界30カ国100地域が認定されており、国内には阿蘇ジオパークなど7地域があります。また、その国内版となる日本ジオパークには、世界ジオパークの7地域を含めて36地域が認定されています。

日本ジオパークに認定された霧島山

霧島山の豊かな資源を活用し、地域振興に生かすことを目的として、平成20年10月、霧島山麓周辺の5市1町で構成する「霧島ジオパーク推進連絡協議会」を設立。世界ジオパーク認定に向けた活動が始まり、平成22年9月14日に日本ジオパークに認定されました。5市1町で協力しながら、世界ジオパークの認定を目指し、次のような取り組みを進めています。

霧島ジオパーク推進連絡協議会の取り組み



霧島ジオパークグッズ

霧島ジオパーク活性化会議

5市1町の観光協会やガイドを中心に、霧島の活性化を目指して平成22年に発足。地元の食文化を広く紹介する「がねコンテスト」の開催や、霧島ジオパークグッズの製作・販売、各種イベントでの啓発活動など、民間が主体となったPR活動を展開しています。

霧島ジオガイド養成講座

ジオパークの魅力発信を目的としたガイドの養成講座を開講。これまでに100人を超える人たちが受講しています。



ジオガイド養成講座

その他にも、

- ・小中学校へのジオパーク特設コーナー設置
- ・ジオパーク内を巡るツアーの開催
- ・霧島山学習本の製作・配布
- ・啓発看板の設置
- ・紹介DVDの製作
- ・ホームページの開設

など、さまざまな取り組みを行っています。

都城市の取り組み

本市でも、市内のジオサイト（ジオパーク内の見どころ）を巡るツアーなどを開催し、ジオパークの魅力を伝えていきます。

関之尾むかえびとの会

ジオサイトである関之尾滝の案内を目的に平成21年に設立。年中無休で活動しています。

【滝の案内（無料）】

- 申込人数 3人以上
- 申込期限 1週間前まで
- 【紙芝居】
- 料金 1組 2,000円



- 申込期限 1週間前まで
- 内容 ①お雪さん物語（関之尾に伝わる話）②坂元源兵衛物語（前田用水路をテーマにした話）

◎問い合わせ 関之尾緑の村 ☎37-2929

みゃこんじょジオガイドクラブ

霧島山登山の企画やジオサイトの紹介をしています。

◎問い合わせ

みゃこんじょジオガイドクラブ ☎33-1046

平成26年度 都城市文化賞



文化功労部門
田代 義博さん (都原町)

都城市文化賞は、本市の文化の向上や発展に顕著な業績または功労のあった個人・団体に対して、都城市文化賞条例に基づき贈呈するもので、旧都城市時代も含め、これまでに98人・7団体が受賞しています。新市となって9回目となる今回は、文化功労部門で田代義博さんが選ばれました。

◎問い合わせ
生活文化課 23-1-2132

子どもの頃から歴史に興味があったという田代さん。高校で教壇に立つ傍ら、神社や史跡を巡り、都城の歴史と文化を独自に学びました。昭和60年に都城史談会、九州文化研究会に入会しました。

「ふるさと都城の歴史を、楽しみながら身近に感じてほしい」との思いから、庄内の乱を描いた「都城の乱」や幕末の都城島津家を描いた「都城幕末伝」、都城市民劇団公演「都城の乱」など、多くの歴史小説や舞台脚本を執筆してきました。

平成19年には「都城歴史と文化のまちづくり会議」（平成21年に



NPO(法人化)を設立。鹿児島藩で行われた青少年教育「郷中教育」を体験する講座や、都城島津邸を中心に活動する歴史観光ガイドの養成講座などを実施して、体験を通じた文化継承にも力を入れています。

飲酒運転しない、させない、許さない、みんなのチカラ



飲酒運転は、人の命を奪うこともある重大な犯罪行為です。市ではこれまで関係機関とともに、飲酒運転根絶のためにさまざまな取り組みを行ってきましたが、それでもなくならないのが現状です。今回は、市の飲酒運転の現状や、取り組みについて紹介します。

◎問い合わせ
生活文化課 23-1-7183

なくならない飲酒運転
飲酒運転は、重大な交通事故に直結する極めて悪質で危険な犯罪行為です。同乗者や酒を提供した人にも厳しい罰則があります。それにも関わらず、都城警察署管内の飲酒運転検挙者数は、平成19年から5年連続で県内最多を記録。平成24年はワースト2位でしたが、25年は再度、ワースト1位となり、本年もワースト2位となっています。

県内の飲酒運転検挙者

県全体	276件(昨年+28)
1位 宮崎北	54件(昨年+28)
2位 日向	38件(昨年+14)
2位 都城	38件(昨年-5)
4位 延岡	27件(昨年+1)
4位 宮崎南	27件(昨年-1)

(平成26年1月1日～10月31日)

市の取り組み

市では、関係機関や団体と一体となって、早朝や夕刻の街頭啓発活動のほか、各種企業や団体が実施する交通安全教室で飲酒運転啓発活動を行っています。また、ハンドルキーパー推奨店の協力を得て、飲酒運転をさせない環境づくりにも取り組んでいます。

12月は飲酒運転根絶月間です!

飲酒する機会が増えるこの時期に合わせて、飲酒運転根絶に向けての取り組みを強化します。「飲酒運転をしない・させない・みんなのチカラ」を合言葉に、飲酒運転をなくしましょう。

12月21日(日)は宮崎県知事選挙の投票日



県民の代表を選ぶ重要な選挙です。明るく住みよい地域をつくるため、一人一人の大切な1票を無駄にすることなく、必ず投票しましょう。

◎問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎23-17864

選挙人名簿に登録される人

次の要件に該当する人です。

- 住所要件 平成26年9月3日以前から住民基本台帳に登録され、登録日の12月3日現在、引き続き市内に住んでいる人

※9月4日以降に県内の市町村から転入した人は、旧住所地の市町村で投票することになります。この場合、引き続き本市に住所がある旨の証明(居住証明書)が必要になります

- 年齢要件 平成6年12月22日以前に生まれた人

投票所 市内の85投票所で投票が行われます。必ず入場整理券で場所を確認してください。

階段や段差のある投票所で介添えなどが必要な人は、投票所の係員に気軽に申し出てください。

開票 21時20分から早水公園体育文化センターで即日開票。参観は市内在住の選挙人に限ります。

投票所入場整理券の郵送

入場整理券は、12月初旬に郵送する予定です。入場整理券を作成した日以降の転居や戸籍の異動などは反映されません。

入場整理券を持参すると、期日前投票や投票日当日の手続きが簡単です。入場整理券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、指定された投票所でその旨申し出てください。

入場券裏面の期日前投票用宣誓書

事前に記入して期日前投票所に持参すると、受け付けが早く済み

入場整理券は右角から開いてください



期日前投票用の請求書兼宣誓書は、左角から開いてください

指定病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院や老人福祉施設などに入院・入所している人は、その病院などでの不在者投票ができます。

郵便による不在者投票

身体障害者手帳などを持っている人で、重度の障がいのある人や要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便による投票ができます。ただし、事前に手続きが必要です。

一部の投票所で投票時間が変わります!

投票時間は午前7時から午後8時までです。ただし、次の地区の投票所の閉鎖時刻が変更になりますので、ご注意ください。

庄内地区	全て午後7時まで
西岳地区	全て午後6時まで
中郷地区	石原、尾平野は午後5時、他は午後7時まで
山之口地区	永野、飛松は午後5時、青井岳は午後6時、上富吉は午後7時、他は午後8時まで
高城地区	四家は午後6時、他は午後7時まで
山田地区	全て午後7時まで
高崎地区	前田、笛水は午後6時、他は午後7時まで

投票日に用事がある人は期日前投票ができます!

仕事やレジャー、冠婚葬祭、病気や出産などのため、投票日に投票所に行けない人は期日前投票ができます。

どの期日前投票所でも投票できますが、総合支所や地区公民館は、期間や時間が異なりますので、ご注意ください。期日前投票をするときは、「投票用紙請求書兼宣誓書」の提出が必要です。入場整理券裏面の宣誓書を事前に記入して持参すると、受け付けが早く済みます。

<場所および日程>

コミュニティセンター (市美術館前)

●期間 12月5日(金)～20日(土)

●時間 午前8時30分～午後8時

山之口・高城・高崎総合支所、山田総合センター、沖水・志和池・庄内・西岳・中郷地区公民館

●期間 12月7日(日)～20日(土)

●時間 午前8時30分～午後8時

※西岳地区公民館は午後6時まで

事業主の皆さん1月は償却資産の申告月です 申告の準備をお願いします

工場や商店、農業を営んでいる、また駐車場やアパートを貸しているなどの事業を行っている人は、毎年1月1日現在で所有している償却資産を申告する必要があります。

◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124

「償却資産」とは？

固定資産税でいう「償却資産」とは、土地、家屋以外で事業用に使われる資産のことで、課税の対象となります。例えば、会社や個人で工場、商店、理・美容店、病院、建設業、アパート・借家経営、農業などの事業をしている人が、その事業のために使用する構築物や機械、機具（器具）、備品などが償却資産に当たり、課税対象となります。

ただし、事業用として使用していても、自動車のように自動車税（軽自動車税）の対象となっていないものなどは除きます。

なお、償却資産の免税点は、150万円です。所有している償却資産の評価額（課税標準額）の合計が150万円未満の場合、固定資産税は課税されませんが、申告は必要です。



Q 申告するものがなくても申告しないといけないの？

A 償却資産は、法令で毎年申告することが義務付けられています。償却資産を所有していない場合や課税されない場合でも申告が必要で、正当な理由がなく申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合は、罰金などの罰則規定の対象となります。

Q 確定申告のとき「減価償却資産申告」をする予定でも、別申告しないといけないの？

A 「減価償却資産申告」は確定申告などで税控除を目的に申告するもので、課税を目的とする固定資産税の「償却資産申告」とは違うものです。

事業用として市内で所有する償却資産は、市長に対して申告しなくてはなりません。

申告の方法は？

12月下旬に申告書を送付します。その申告書に償却資産の所有状況を記入し、1月末日までに資産税課、各総合支所市民生活課へ提出してください。

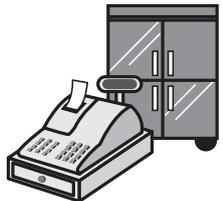
12月下旬を過ぎても申告書が送られてこない人や、新規に事業を開始した人は、資産税課へ連絡ください。

具体的な対象物は？

1月1日現在で所有している事業用の構築物や機械、機具（器具）、備品などです。主な業種別の具体例は次のとおりです。

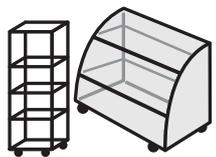
◎飲食店

- 厨房設備
- 冷蔵庫
- レジスター
- 応接備品



◎小売業

- ショーケース
- 冷蔵ストッカー
- レジスター
- 食品スライサー



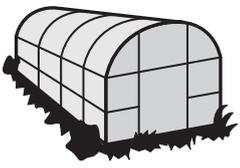
◎理・美容業

- 理美容いす
- 洗面設備
- サインポール
- タオル蒸し器



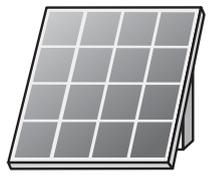
◎農業

- 家畜用設備
- 農耕用器具
- ビニールハウス



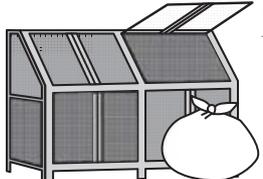
◎各種共通

- 看板、駐車場舗装、外灯照明設備、受変電設備、空調設備、太陽光発電設備（確定申告などで税控除を受けている場合は、申告が必要）など



◎アパート・借家経営

- ごみ集積ボックス
- 駐輪場
- 屋根付き車庫



国民健康保険に加入している皆さんへ

高額療養費の自己負担限度額が変更になります

平成27年1月から、70歳未満の高額療養費の自己負担限度額が変更になります。

◎問い合わせ

保険年金課 ☎23-2634

高額療養費制度

高額療養費制度は、1カ月に医療機関や薬局の窓口で支払った額が、自己負担限度額を超えた場合に、超過額を支給する制度です。
※保険診療外の費用や、入院時の食費負担を除く

限度額適用・標準負担額減額認定

医療機関などを受診するとき、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、医療機関などでの支払いが自己負担限度額までになります。詳しくは、保険年金課に問い合わせください。

高額介護合算療養費制度

高額介護合算療養費制度の算定基準も変更になります。詳しくは保険年金課、または介護保険課へ問い合わせください。

平成26年12月まで

区分	所得要件	自己負担限度額
A	保険税課税所得 600万円超の世帯 (世帯内に未申告者がいる場合を含む)	150,000円+ (総医療費-500,000円) × 1% (多数該当: 83,400円)
B	保険税課税所得 600万円以下の世帯	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% (多数該当: 44,400円)
C	住民税非課税世帯	35,400円 (多数該当: 24,600円)

平成27年1月以降

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	保険税課税所得 901万円超の世帯 (世帯内に未申告者がいる場合を含む)	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% (多数該当: 140,100円)
イ	保険税課税所得 600万円～901万円以下の世帯	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% (多数該当: 93,000円)
ウ	保険税課税所得 210万円～600万円以下の世帯	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% (多数該当: 44,400円)
エ	保険税課税所得 210万円以下の世帯	57,600円 (多数該当: 44,400円)
オ	住民税非課税世帯	35,400円 (多数該当: 24,600円)

※保険税課税所得とは、国民健康保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得額です

※自己負担限度額の計算は、同一世帯内で、受診者、医療機関(入院、外来、医科、歯科)ごとに、21,000円以上のものを合算します

※多数該当とは、過去1年間に医療費が限度額を超えた月が4回以上ある場合に、4回目の月から限度額が下げられます



高額療養費制度・高額介護合算療養費制度の医療に関する問い合わせ
高額介護合算療養費制度の介護に関する問い合わせ

保険年金課 ☎23-2634
介護保険課 ☎23-2114